

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年3月17日

日向警察署長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 納入物品及び予想数量 被留置者用給食 朝1,800食 昼1,800食 夜1,800食
- (2) 納入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 日向市鶴町2丁目1番13号 日向警察署
- (5) 入札方法 (1)の物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格要件

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく競争入札参加資格者名簿において、業種が物品に関する業種で、営業種目が百貨・日用品類（食品）の者又はサービスに関する業種で、営業種目がその他（食事・給食）の者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品の仕様を満たし、当該物品を確実に納入できると認められる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- (5) 経営者等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

〒883-0052 日向市鶴町2丁目1番13号
日向警察署会計課 電話番号 0982-53-0110

(2) 期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月29日（日）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所

日向警察署会計課

(2) 期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月27日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

日向警察署会計課

(2) 提出期限

令和8年3月27日（金）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵便にあつては書留郵便に限る）

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

日向警察署1階 会計課会議室

(2) 日時

令和8年3月30日（月）午後1時30分

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

単価の全てが予定価格以内で、かつ、推定総金額が最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

〒883-0052 日向市鶴町2丁目1番13号
日向警察署会計課 電話番号 0982-53-0110

11 その他

- (1) この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) 本件入札は、この契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。